

武蔵村山市第二次環境基本計画

概要版

(平成28年度～平成37年度)



平成28年3月

武蔵村山市

武蔵村山市第二次環境基本計画の策定にあたって

私たちの住んでいる武蔵村山市は、みどり豊かな狭山丘陵の懐に抱かれたまちとして、市民の皆様とともに伝統的な文化や産業を継承しながら発展してまいりました。

私たちの生活は、経済活動の発展や拡大により、大変便利で豊かになりました。一方で、環境負荷低減の取組もライフスタイルや事業活動に浸透しつつあるものの、地球温暖化に起因する気候変動の影響の顕在化や本格的な循環型社会への移行、生物多様性の確保など、取り組むべき課題は、依然として多岐にわたっています。



また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでのエネルギー政策をもう一度見つめ直す契機となりました。

私たちは、本市のこの豊かな自然環境を大切に、今の環境をより良いものとして、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市は、平成16年7月に環境の保全等に関する基本理念と、市・市民・事業者の責務、環境保全等に関する基本的施策を定めた「武蔵村山市環境基本条例」を制定しました。その後、「環境基本条例」の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」を策定（平成24年5月に改訂）し、市・市民・事業者の三者協働のもと、取組を進めてきました。

この度、「武蔵村山市環境基本計画」が、平成27年度をもって期間満了を迎えるため、引き続き、人と自然との共生を基本とし、市・市民・事業者が協働して豊かな自然環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを進めていくことを目指し、「武蔵村山市第二次環境基本計画」を策定いたしました。

今後も引き続き、本計画の基本理念に基づき、環境保全等に関する取組を推進し、本市が目指す望ましい環境像『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』の実現に向けて努力していく所存でございますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にあたり、御尽力を賜りました「武蔵村山市環境審議会」委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御協力をいただきました市民・事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成28年3月

武蔵村山市長

藤野 勝

第1章 環境基本計画の基本的事項

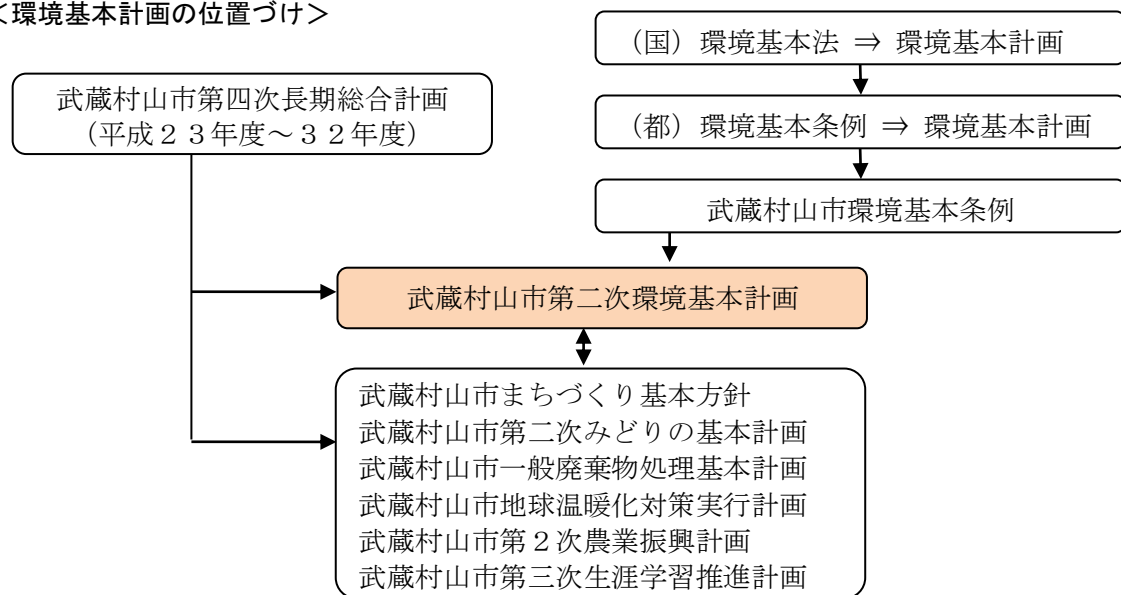
1 計画の策定の背景と目的

武蔵村山市では、「武蔵村山市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年に「武蔵村山市環境基本計画」を策定し、平成24年度には改訂を行いました。前計画が平成27年度に目標年度を迎えたことをうけ、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため、「武蔵村山市第二次環境基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「環境基本条例」に基づき定めるもので、「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として位置づけをしていくものです。

<環境基本計画の位置づけ>



3 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、武蔵村山市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、都との連携を図ります。

5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、環境基準の遵守と維持に努め、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。

<計画の推進主体とその責任と役割>

市の責任と役割

- ・環境に関する施策を策定し、実施します。
- ・自ら率先して環境負荷低減に取り組み、市民・事業者と連携を図り、環境に関する取組を実施します。
- ・市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。

市民の責任と役割

- ・日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。
- ・環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組みます。

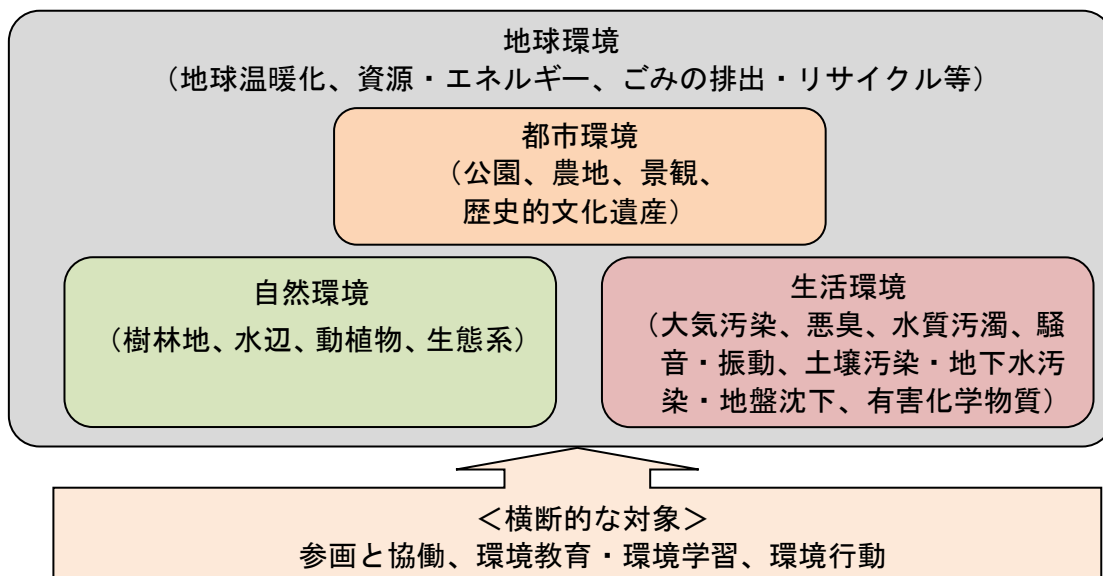
事業者の責任と役割

- ・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・事業活動に係る製品等の使用又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要なことを実施するよう努めます。
- ・地域の一員として、環境の保全等に関する学習の機会や地域活動へ参加します。

6 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は以下の4つの環境及び横断的な対象を1分野とします。

<計画の対象とする範囲>



第2章 環境に関連する動向

1 環境を取り巻く社会情勢

低炭素社会に向けた法整備の推進

- ・「地方公共団体実行計画」策定の義務づけ（一定規模以上の地方公共団体）
- ・「エコまち法」による低炭素なまちづくりに向けた取組の推進
- ・全ての新築建築物の省エネ法適合義務化の検討
- ・地球温暖化による生態系や健康への影響と適応策の取組の必要性

公共施設・都市基盤ストックの更新

- ・公共施設等の老朽化に伴う、環境に配慮した計画的な更新の必要性
- ・東京オリンピック・パラリンピックや社会資本の維持管理・更新による、建設副産物の発生量増加への対応と、高い再資源化・縮減率の維持

再生可能エネルギーの推進

- ・固定価格買取制度開始による太陽光発電など再生可能エネルギー発電の増加
- ・電力・ガスの小売自由化

環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

- ・環境産業の市場規模、雇用規模拡大の高まり

資源循環の質の向上

- ・希少金属や飲料水など天然資源の枯渇への懸念
- ・途上国の経済発展による資源消費量や廃棄物の発生量の急増
- ・持続可能な社会に対する価値観や意識の変化
- ・環境面における安全対策に対する認識や協力関係の共有の必要性

生物多様性の危機と都市における「みどり」の役割の多様化

- ・地球規模での遺伝子、種、生態系の損失増大
- ・都市におけるみどりの役割の多様化、重要性の高まり
- ・都市農業の機能の発揮や保全の振興

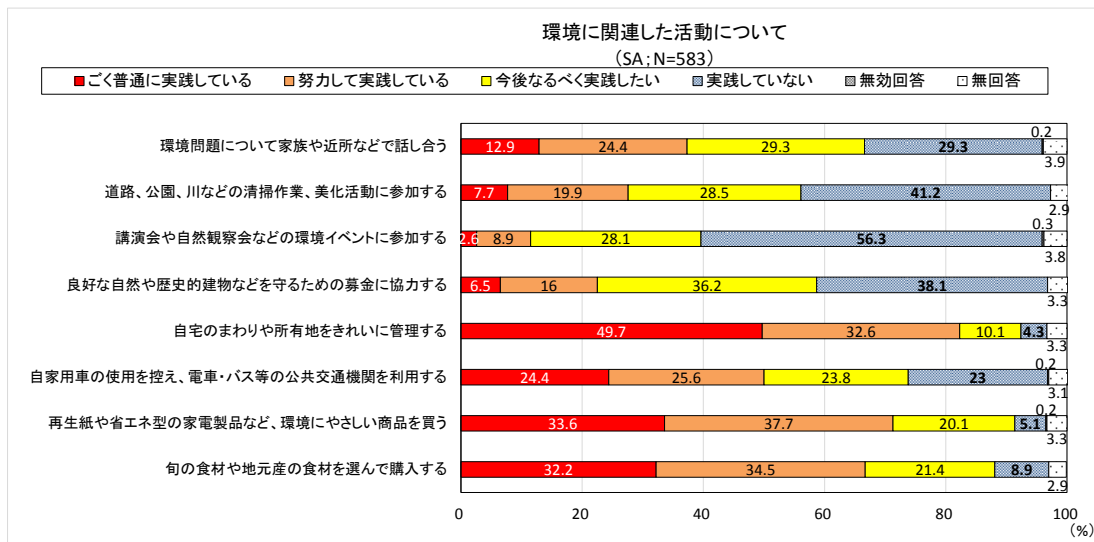
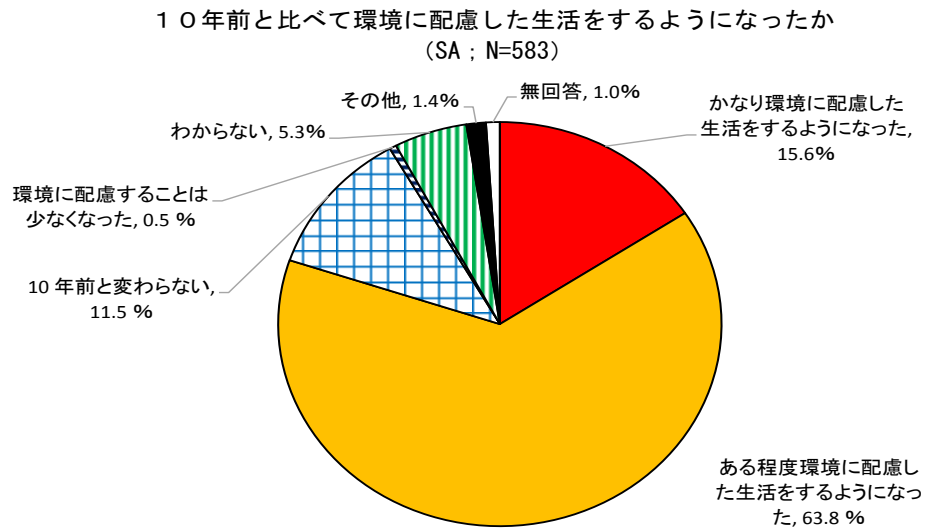
市民・事業者の参画の高まり

- ・市民や事業者の役割の拡大
- ・東日本大震災を契機とした地域活動や社会貢献への関心の高まり
- ・学校や地域等における環境教育の充実

2 市民意識 「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」より（抜粋）

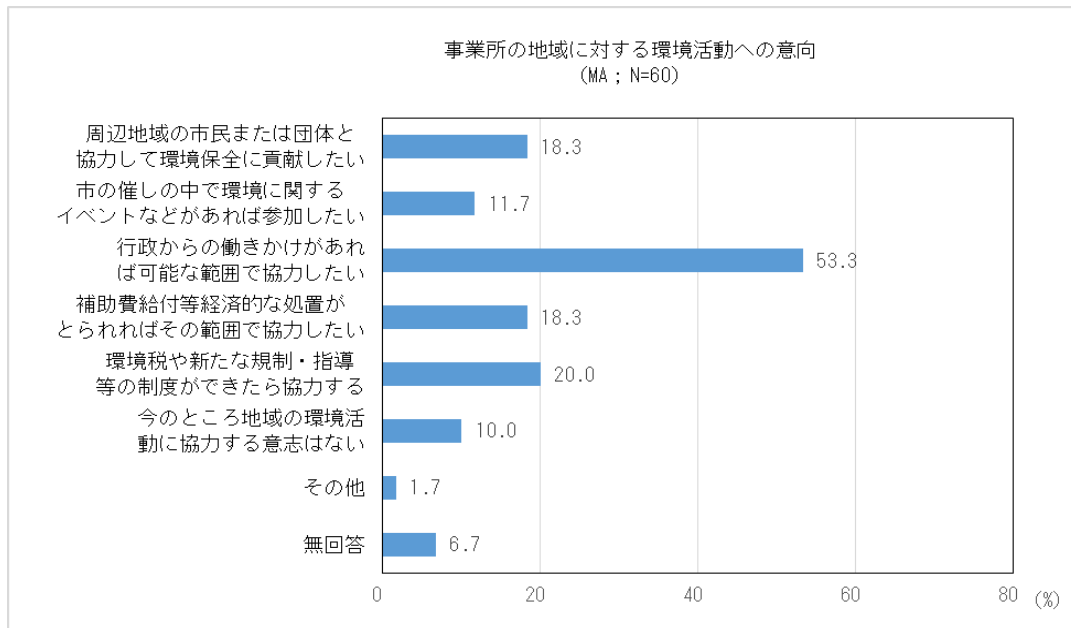
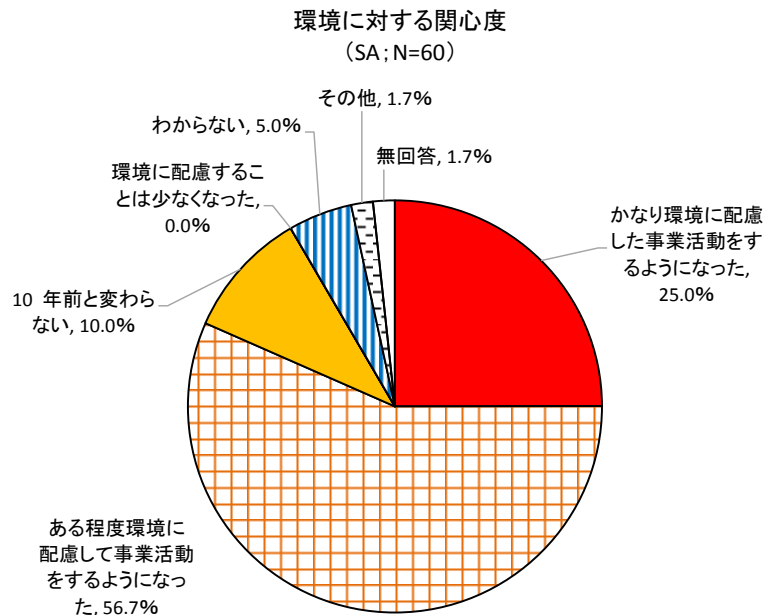
○市民の環境に関する取組状況

10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している一方で、地域の取組への参加などはまだ浸透していません。



○事業活動の環境配慮状況及び地域活動に関する関心

事業者では、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で地域に対する環境活動へ協力したい」という声が全体の55%を占めています。具体的には、「地域のまちづくり活動の支援」、「地域の美化・清掃活動」への協力が最も多い結果となっています。



3 策定に当たっての視点

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下の視点が求められています。

計画を取り巻く社会潮流の反映(低炭素まちづくり、生物多様性等)

法体系の整備や社会情勢等から、低炭素まちづくり、生物多様性、気候変動への対応等について、考慮する必要があります。

市民ニーズを考慮した施策、分かりやすい施策の検討

10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している一方で、地域の取組への参画などはまだ浸透していないことが課題であり、効果的な情報提供の仕組みの検討も求められています。

また、「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」から得られた結果を施策に反映していくことも重要と考えます。

利便性との両立

モノレール延伸の実現を見据えながら、利便性と環境の両立を行い、新青梅街道沿いの環境まちづくりを進めていくことが重要です。

多様な主体による取組の推進

持続可能な社会の実現は、市単独で進めることは難しいため、市民・地域活動団体・企業等がそれぞれの強みを活かし、より一層、協働して取組を進めていくことが求められます。

計画の進捗管理について

柔軟に対応が可能となるよう本計画では大きな方針について策定を行い、関連計画等で具体的な項目について定めることが重要です。

さらに、進捗管理状況を市民に分かりやすく伝えるために、シンプルな施策体系、進捗目標としていくことが必要と考えます。

第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて

1 望ましい環境像と施策体系

(1) 望ましい環境像

「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま

「みどり」には、狭山丘陵をはじめとして、住宅地の生け垣や公園、街路樹、農地や残堀川、空堀川といった水辺などの本市が有する自然環境を表しています。

そして、「暮らし」には、人々の生活の快適性や安心・安全や経済、また、それらを築く人々を表しています。

これらの「みどり」と「暮らし」を市・市民・事業者、全主体で保全し、創出していくことが、これから10年目指していくまちの姿と考えます。

10年後の武蔵村山市のイメージ

市・市民・事業者の協働のもと、このような社会実現を目指します。

●自然との共生、文化が大切にされています

- ・狭山丘陵やまちなかの生け垣、農地、川などまちのみどりを、子どもも大人も市の宝物として大事にしています。
- ・身近なみどりには多様な生き物が息づいています。また、市内の文化を身近に感じることができます。
- ・市内の店舗、給食や食卓には、市内の農産物が並んでいます。
- ・市・市民・事業者みんなが自然の保全と創出のために取り組んでいます。

●エネルギーや資源を大切に暮らしています

- ・市民や事業者は、暮らしや事業活動において、省エネルギーの行動を実践し、次世代のことを考え、エネルギーの選択、資源の活用を行っています。
- ・モノレールの延伸に向けて一歩ずつ協力するとともに、環境への負荷の少ない移動手段（自転車や徒歩、バス、低公害車など）を率先して活用しています。

●水、空気、生活環境を大切にしています

- ・環境基準が遵守され、川には水が流れ、水や空気がきれいで、市民は健康に毎日過ごすことができます。
- ・身近な生活環境は、ポイ捨てなどもなく、美しいまちが保たれています。

●環境学習・環境教育について取り組み、市民参加が進んでいます

- ・子どもたちは、地域の環境について、よく学び、地域の自然や環境を大切に思い、環境に配慮することが日常となっています。
- ・地域活動に、市民も事業者も率先して、取り組んでいます。

(2) 施策体系

本計画では、『「みどり」と「暮らし」をみんなで育む 住み良いまち むさしむらやま』を実現するための、5つの施策の柱と環境目標を掲げ、取組を行っていきます。

施策の柱	環境目標	取組方針
1 みどり等との 共生	まちの誇りである みどり等を次世代 に引き継ぐ	①みどりの保全・創出・育成
		②水辺の保全・水循環の創出
		③農地の保全・農業の活性化
		④生物多様性の確保
		⑤みどり等とのふれあいの場の創出
		⑥歴史的文化遺産の保全
2 エネルギーの 有効利用の推進	ライフスタイル・ 事業活動の見直し を行い、エネルギー の有効利用を行う	①省エネルギーの推進
		②再生可能エネルギーの推進
		③低炭素なまちの形成
		④気候変動に関する情報提供と地域情報 の把握
3 4Rの推進	4Rを全員参加で 進める	①ごみの発生抑制と排出抑制の促進
		②資源化の推進
		③環境への負荷の低減とごみの適正処理
		④不法投棄対策の推進
4 生活環境の保全	環境基準の遵守と 維持による快適な 生活環境づくり	①生活環境の保全
		②新たな環境問題への対応
		③快適環境の保全
5 環境行動・教育 の推進	環境活動への参加 と次世代を育成する	①環境情報の収集・提供
		②学校・職場での環境教育
		③市民・事業者の環境活動の推進・支援

2 環境像の実現に向けた取組

基本施策
柱 1

みどり等との共生

【環境目標】

まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

① みどりの保全・創出・育成

【取組内容】

項目	主な内容
狭山丘陵地等の保全	東京都景観計画や「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」等に基づき、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。
保存樹木・樹林の保全	一定基準以上の樹林・樹木・生け垣の指定や「みどりの基金」を活用した維持管理に関する支援を行います。
社寺林の保全策等検討	社寺林の保全策についての検討を行うため、緑化審議会等への調整を行います。
街路樹の管理	街路樹の管理を行います。 また、みどりのネットワークの主軸となる歩道等については、道路自体がレクリエーション機能を持つよう配置します。
公園の整備の推進	都市計画決定している公園の整備や条例等による公園の整備（一定規模以上の開発事業に対して公園や緑地の整備を指導）の推進を行います。
ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成	公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理を進めます。 みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の育成を推進します。
公共施設及び民有地内の緑化の推進	庁舎等の公共施設の緑化を積極的に行います。また、「武蔵村山市まちづくり条例」等に基づき、緑化指導を行うとともに、民間指导向けの緑化指導マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。

【環境指標】

項目	現状	目標
都市全体の緑化総量（緑被率）	44.5% (平成23年度)	45% (平成34年度)
保存生け垣の延長	4,709m (平成26年度)	約4,850m (平成34年度)
公園・緑地等ボランティア人数	64人 (平成26年度)	100人 (平成32年度)
グリーンヘルパー（1級）人数	0人 (平成26年度)	8人 (平成34年度)

② 水辺の保全・水循環の創出



市民参加の
残堀川クリ
ーンアップ
作戦

【取組内容】

項目	主な内容
多自然川づくりの推進	残堀川や空堀川などの主要河川について、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。小河川については、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然回復を図ります。
河川の水質保全	河川の環境改善や水質浄化に関する情報発信を行います。市民と協力し、残堀川クリーンアップ作戦等の河川清掃活動を実施します。
水量確保の対策	各流域協議会・調査会・対策会等へ参加し、都や周辺市町と連携を図り、水量確保の対策を行います。
雨水浸透・貯留施設の設置の推進	公共施設等における雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養に努めます。

【環境指標】

項目	現状	目標
残堀川クリーンアップ作戦参加者数	23人 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。

③ 農地の保全・農業の活性化

【取組内容】

項目	主な内容
農地の保全	生産緑地地区の追加指定を行います。また、「武蔵村山市第2次農業振興計画」の運用により、農業基盤の整備・改善を行います。
地産地消の推進	積極的に市内の農作物のPRや学校給食等での活用を努めます。
多様な農の担い手の育成	体験型市民農園や援農ボランティア制度の運用を行います。また、農業後継者や新規就農者の育成を支援します。
環境に優しい農業支援	農業生産組合を通じて土壌病害虫対策を行う農業者への補助や有機肥料、減農薬、減化学肥料農業のPRの実施や活用を図るとともに、東京都特別栽培農産物認証制度への支援を実施します。

【環境指標】

項目	現状	目標
体験型市民農園の設置箇所数	2箇所 (平成26年度)	3箇所 (平成34年度)
市内の小中学校での学校給食で利用される地場産率10%以上の野菜数	12種類 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。
認定農業者	18人 (平成26年度)	30人 (平成34年度)

④ 生物多様性の確保

【取組内容】

項目	主な内容
動植物の情報収集・情報提供の実施	地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。
獣害対策・外来種対策	広域の協議会に参加し、情報収集に努め、獣害対策・外来種対策を行います。また、市民へ積極的に情報提供や啓発等を行います。

⑤ みどり等とのふれあいの場の創出



里山等との
ふれあいの
場の創出

【取組内容】

項目	主な内容
里山等とのふれあいの場の推進	環境学習会や自然観察会、土曜日チャレンジ学校などの開催・支援を行います。
水辺とのふれあいの場の推進	残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施します。歴史民俗資料館では、狭山丘陵を散策しながら早春にみられる野鳥・野草を観察する自然観察会を開催します。また、空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。
農地とのふれあいの場の推進	農業まつりの開催や、体験型市民農園の利用促進、学校農園などの支援を行います。

【環境指標】

項目	現状	目標
里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	3回、43人 (平成26年度、環境学習会・自然観察会)	毎年、増加を目指します。
水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	2回、33人 (平成26年度、環境学習会)	毎年、増加を目指します。
親水緑地広場の箇所数	7箇所 (平成26年度)	8箇所 (平成32年度)
農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	2箇所、107人 (平成26年度、体験型市民農園利用者数)	毎年、増加を目指します。

⑥ 歴史的文化遺産の保全

【取組内容】

項目	主な内容
歴史的文化遺産の保全	埋蔵文化財をはじめ、各種歴史的文化遺産を保全します。
情報発信、ふれあいの場の創出	市民が文化財にふれあう機会を創出するとともに、歴史民俗資料館やホームページ等で普及啓発を行っていきます。

【環境目標】

ライフスタイル・事業活動の見直しを行いエネルギーの有効利用を行う

① 省エネルギーの推進

【取組内容】

項目	主な内容
公共施設等における省エネ対策の推進	公共施設等における省エネ対策（エネルギー削減、水使用量削減）を推進します。 公用車の低燃費化とともに、庁用自転車の活用を図ります。
家庭及び事業所における省エネに関する意識啓発・情報提供	公共施設における省エネ対策の成果を活用した普及啓発や省エネ行動の推進、省エネナビの貸出し、省エネ改修の支援等の情報提供を行います。
家庭及び事業所における省エネに関する取組把握	民間事業者や関係機関と連携を図りながら、家庭や事業所で行われている省エネに関する取組の把握方法について検討を行い、実施します。

【環境指標】

項目	現状	目標
公共施設等におけるエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量（総量）	3,596,676.32kg-CO ₂ /年 （平成26年度）	3,194,545kg-CO ₂ /年
一世帯あたりの使用量（電気）	—	把握方法について検討を行います。 市域での把握が難しい場合モデル世帯の把握など多様な方法の検討を行います。
一世帯あたりの使用量（都市ガス）	—	
一世帯あたりの使用量（水道）	—	

② 再生可能エネルギーの推進

【取組内容】

項目	主な内容
公共施設等における再生可能エネルギー導入	公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。
家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する意識啓発・情報提供	公共施設における再生可能エネルギー導入の成果を活用した普及啓発や省エネ行動の推進、省エネ改修の支援、情報提供を行います。
家庭及び事業所における再生可能エネルギーに関する取組把握	民間事業者や関係機関と連携を図りながら、家庭や事業所で行われている再生可能エネルギーに関する取組の把握方法について検討を行い、実施します。

【環境指標】

項目	現状	目標
公共施設等における再生可能エネルギー導入量	—	把握方法について、検討を行います。
市内の再生可能エネルギー導入量	—	

③ 低炭素なまちの形成

【取組内容】

項目	主な内容
公共交通の利用促進	公共交通の利用促進に関する普及啓発・情報発信を行います。 市内循環バスや乗合タクシー「むらタク」の効果的な運行やバス事業者やタクシー事業者等と連携を図り、交通利便性の向上に努めます。また、モノレール延伸の実現に向けて取組を進めます。
自転車・EV等の低炭素モビリティの推進	公用車の低燃費化、庁用自転車の活用を図ります。また、EV等の低炭素モビリティの推進を行います。さらに、自転車活用の総合的な推進のため、自転車の利用促進に向けた検討を行います。
低炭素建築物・省エネ改修の推進	低炭素建築物の推進、省エネ改修の支援、それらに関する情報発信を行います。
グリーンカーテンなどの緑化推進	グリーンカーテンの推進を行います。

【環境指標】

項目	現状	目標
公用車における低公害車の導入割合	33% (平成26年度)	60% (平成32年度)
庁用自転車の台数及び利用数	2台 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。 利用数の把握について検討します。
市内循環バスの1便当たりの輸送人員	5人/便・年 (平成26年度)	6人/便・年 (平成32年度)
乗合タクシー「むらタク」の利用者数	3,520人/年 (平成26年度)	4,500人/年 (平成32年度)



市内を走る市内循環バス（MMシャトル）と乗合タクシー「むらタク」

④ 気候変動に関する情報提供と地域情報の把握

【取組内容】

項目	主な内容
気候変動に関する情報提供と地域情報の把握	気候変動に関する情報収集、情報提供を行うとともに、地域への影響について継続的に情報収集に努めます。

【環境目標】

4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

① ごみの発生抑制と排出抑制の促進

【取組内容】

項 目	主 な 内 容
発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援	市民がごみの排出量の少ない商品を購入したり、生ごみの水切りや行事等で使用する紙コップに代わるマイカップの使用促進など身近な取組の普及啓発を進めます。また、4 Rを推進するための身近な例での普及啓発を行います。
自主的なごみ減量に対する支援	「資源回収奨励金制度」などの充実を図り、取組を支援します。
事業者に対する要請、指導等	事業活動におけるごみの発生抑制の要請を行います。また、事業系ごみの詳細な排出状況の把握、指定収集袋での排出の徹底、多量排出事業者への指導を行い、発生抑制に努めます。
拡大生産者責任の要請	生産者が一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の明確化について国等に働きかけを行います。

【環境指標】

項 目	現 状	目 標
排出物原単位 (総排出量÷年度末人口÷年間日数)	805.2 g / 人・日 (平成26年度)	705 g / 人・日以下 (平成32年度)

② 資源化の推進

【取組内容】

項 目	主 な 内 容
ごみと資源の分別の徹底	ごみと資源の分別の徹底を図るため、分別方法の情報提供等を行います。また、廃棄物減量等推進員と連携を図りながら、普及啓発活動を行い、資源化を推進します。
資源回収奨励金制度の充実	資源回収奨励金制度の紹介や効率的な運用を行い、積極的な実施の働きかけを行います。
資源品目の拡大	生ごみ堆肥化モデル事業を検証し、生ごみの資源化に向けた取組を進めます。
再生品の利用の促進	再生品の使用（グリーン購入）について積極的に取り組みます。また、市民・事業者へも積極的に情報提供を行います。

【環境指標】

項 目	現 状	目 標
リサイクル率(エコセメント含む) (総資源化量÷総排出量×100)	34.9 % (平成26年度)	41.0 %以上 (平成32年度)

③ 環境への負荷の低減とごみの適正処理

【取組内容】

項目	主な内容
資源化・ごみ処理施設の整備	3市共同資源物処理施設の整備（新規）、不燃・粗大ごみ処理施設の整備（更新）、ごみ焼却施設の整備（更新）を小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合と連携を図りながら、計画的に進めます。
最終処分量の削減	最終処分量削減のための調査・研究を行い、ごみの発生抑制施策、中間処理段階における資源化を推進します。

【環境指標】

項目	現状	目標
最終処分量 (循環組合への搬入量)	1,958t (平成26年度)	1,700t以下 (平成29年度)
最終処分量 (循環組合への不燃ごみ埋立て量)	30t (平成26年度)	16.3t以下 (平成29年度)

④ 不法投棄対策の推進

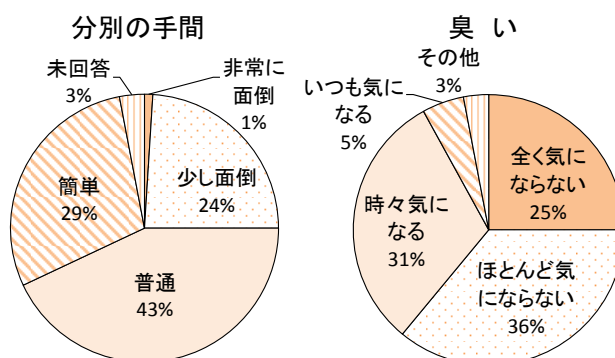
【取組内容】

項目	主な内容
不法投棄の監視・パトロールの実施	不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。特に、不法投棄が行われやすい場所については、重点的に行います。
土地の所有者等に対する適正な管理の要請	空地の土地所有者等に対し、適正な管理を要請し、害虫発生の抑制や不法投棄防止等に努めます。
市民・事業者の意識啓発の実施	市民からの申請による不法投棄看板の貸与や設置を実施したり、ごみの適正処理に関する普及啓発を行い、市民・事業者の意識の向上を図ります。

【参考：生ごみ堆肥化モデル事業】

市内から排出される燃やせるごみを減らすため、平成26年10月から「生ごみ堆肥化モデル事業」を開始しました。家庭から出る生ごみを分別収集し、焼却処分をせずに、生ごみの堆肥化工場で、堆肥化を行うことでごみの減量と共に有効活用していこうという事業です。現在、残堀地区と学園地区をモデル地区として、計108世帯の方に御協力いただいております。

また、参加者を対象に実施したアンケート(72世帯から回答)では、分別の手間については約7割の方が「簡単・ふつう」、臭いについては、約6割の方が、「全く気にならない・ほとんど気にならない」と回答されました。



【環境目標】

環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

① 生活環境の保全（環境基準の遵守と維持）

【取組内容】

項目	主な内容
定期的な調査・環境基準の達成	定期的に大気の調査、河川の水質調査、水生生物調査、河川水中のダイオキシン類調査、事業所に対する燃料検査、騒音・振動の調査を実施し、環境基準の達成に努めます。また、低騒音舗装の検討を進めます。
事業所等への監視・指導	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」といいます。）に基づく工場や事業所への指導、市民等の通報により、都と連携を図りながら立入指導を行います。
横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策	横田基地周辺市町基地対策連絡会・立川飛行場環境対策会議において、関係機関に対し航空機騒音対策の要請を行います。
生活騒音についての知識やモラル向上	ホームページ等により、生活騒音等についての知識やモラル向上のための情報提供を行います。また、市民からの相談に対応します。

【環境指標】

項目	現状	目標
環境基準の達成 （道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川における環境基準、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場及び立川飛行場周辺航空機騒音、大気中のダイオキシン類濃度、河川のダイオキシン類濃度）	90% （平成26年度）	環境基準の遵守 （100%）

※環境基準の達成については、遵守すべき各項目が基準を守られている割合を示します。
（環境基準の達成（%）＝遵守された項目／モニタリング項目×100）

【参考：河川の環境基準について】

環境基準は、下表のように地点ごとの達成状況を確認しています。河川の環境基準及び調査結果の一部をご紹介します。

○残堀川におけるBOD濃度

【目標】環境基準3 mg/ℓ以下を維持

調査地点	24年度	25年度	26年度
富士塚橋	2.00	0.80	0.60
中砂大橋	0.80	- ※	<0.50

○空堀川におけるBOD濃度

【目標】環境基準10 mg/ℓ以下を維持
（単位：mg/ℓ）

調査地点	24年度	25年度	26年度
念仏塚橋	1.07	3.5	1.5
砂野橋	1.15	2.5	1.9

※渇水のため欠測

② 新たな環境問題への対応

【取組内容】

項目	主な内容
有害化学物質の使用抑制・適正管理	環境確保条例に基づき、適正管理化学物質取扱事業者に対し、使用量等報告書の提出を指導します。
アスベスト対策	都が開催するアスベスト対策担当者連絡会に参加し、国や都と連携を図りながらアスベスト対策を進めます。
野焼きの規制と監視体制の強化	市報やホームページ等による周知・啓発を行うとともに、環境パトロールの実施、市民等の通報による指導を行います。
有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信	都及び関係機関のホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、防災行政無線及び武蔵村山市情報提供サービスの災害情報配信メールで、光化学スモッグ等に関する情報提供を行います。地域の気温等に関する情報の把握方法について検討します。

③ 快適環境の保全

【取組内容】

項目	主な内容
まちの美化の推進	クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。 また、市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。

【環境指標】

項目	現状	目標
クリーン作戦参加人数	3,874人 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。
不法投棄等のごみ回収量	990kg (平成26年度)	毎年、減少を目指します。
犬のふんの放置防止パトロールの実施	—	24回以上/年

【環境目標】

環境活動への参加と次世代を育成する

① 環境に関する情報の収集・提供

【取組内容】

項目	主な内容
市内の自然や文化財等の情報提供	ボランティア・市民活動センターや市民等と連携を図りながら、市内に残る自然や文化財等の情報を積極的に収集するとともに、市報、ホームページ、歴史民俗資料館等を活用し情報提供を行います。
環境に関する情報の収集・情報の提供	国や都などからの環境に関する情報収集及び他自治体の取組等を把握し、市民や事業者へ情報提供を行います。また、環境フェスタの実施等、環境に関するイベントの開催を行い、環境に関する情報を発信します。

【環境指標】

項目	現状	目標
広報による環境に関する情報の提供回数	17回 (平成26年度)	毎年、維持又は増加を目指します。

② 学校・職場での環境教育

【取組内容】

項目	主な内容
体験学習を取り入れた環境教育の推進	市内の小中学生を対象に、水田学習や学校農園を活用し、様々な教科等の時間を活用した環境教育の推進を行います。
学校等への環境教育人材の派遣	環境課職員や環境ボランティア等の指導員を要請に応じて、派遣します。
学校職員への環境教育に関する研修実施	教育委員会等と連携を図りながら、環境研修会を開催します。

【環境指標】

項目	現状	目標
環境学習会、親と子の環境教室の参加人数	58人 (平成26年度)	毎年、増加を目指します。

③ 市民・事業者等の環境活動の推進・支援

【取組内容】

項目	主な内容
地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援	資源回収奨励金の交付、廃棄物減量等推進員制度やグリーンヘルパー制度等の運用により、地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行います。 また、ボランティア・市民活動センターを中心としたボランティアの育成や協働事業提案制度等についても情報発信、活用を促します。
地域での環境人材、環境団体の育成	出前講座や環境活動に参加する機会を創出し、地域での環境人材、環境団体の育成を行います。
環境活動把握、情報発信	市民・事業者の環境活動の取組を把握する仕組みを検討します。また、取組を支援するため、情報提供や情報発信を積極的に実施します。

第4章 今後10年間で重点的に取り組んでいくこと

本計画が目指す望ましい環境像や環境目標を実現するためには、広範囲な分野にわたる取組を総合的に推進するとともに、各主体が積極的に取組を進めていくことが重要です。

このため、計画を推進するものとして、市民・事業者とともに、特に重点的に取り組んでいくテーマを以下に掲げます。

1 みどりを誇りに思う意識の醸成

●背景

本市の狭山丘陵、生け垣、農地、水辺等の貴重な自然環境は、まちの誇りであり、次世代に引き継いでいくべきものですが、一方で、市民にとってこれらの自然環境は身近なものであり、特別な存在とはなりづらい可能性があります。また、みどりは維持管理等の負担もあることから、適正な管理がされず、苦情等につながってしまう課題も抱えています。そこで、これらの自然環境が当たり前のものではなく、貴重な財産であることを地域で位置づけ、知ってもらう取組が重要と考えます。

●取組内容（イメージ）

環境フェスタなどの市民が集まる場所において、丘陵地や生け垣などの地域の自然環境に関する情報発信を行うとともに、次世代に残したい自然環境風景の写真コンテストを行うなど、市民が自然環境に目を向けるとともに、その風景をストックしていくための取組を行います。

また、生け垣コンテストなど専門家等からの評価や市民からの投票などにより、生け垣が市民の財産であるという意識の醸成を図ります。

2 エネルギーについて知る機会の創出

●背景

市の公共施設等における取組や事業者の自主的な取組など、有効なエネルギー利用のための取組が市内では数多く実践されています。一方で、民間での取組状況について、市では把握が不十分であるのが現状です。また、市内事業者の身近な取組は、地域の他の事業者の参考になることや地域での活動及び家庭生活での取組のきっかけになることも期待されます。

そこで、市内事業者の取組の把握を行うとともに、その取組を市民や子どもたちに伝えていくことも重要と考えます。

●取組内容（イメージ）

エネルギーを身近に感じてもらえるよう、省エネナビ貸出しなどの取組を進めるとともに、市内公共施設や市内事業者の省エネや再生可能エネルギー導入の検討について、関係機関等から募集を行い、事業者等と連携を図り、これらの取組を題材とした市民や子どもたちの環境学習の場の提供や、エネルギーに関する新たな制度や技術について積極的に情報提供を行います。

3 市民とともに4Rを推進

●背景

4Rの推進では、マイバッグを持ち、レジ袋を断ったり、食べ物を残さないなどごみを出さない取組も必要です。

一方、本市では、現在、生ごみを燃やせるごみとして、小平・村山・大和衛生組合で焼却処理しています。平成21年度に実施したごみの組成調査によると、燃やせるごみの割合は50%程度が生ごみです。そこで、市では、モデル地区を設定し、「生ごみ堆肥化モデル事業」を平成26年度から実施し、引き続き取り組んでいきます。

●取組内容（イメージ）

4Rについて、生活環境の中や学校環境の中で実践してもらえるように普及啓発を行います。また、平成26年度から行っている「生ごみ堆肥化モデル事業」の取組を検証し、その情報を発信して、市域へ広げていく取組を行います。

廃棄物の処分量軽減、収集効率向上のため、生ごみの水切り運動（生ごみ水切りアイデア集（ぬらさない、絞る、干す等）の募集、水きりグッズの配布など）を並行して行うなど、多様な取組を検討し、実施していきます。

4 地域環境情報の収集

●背景

法令で定められた環境に関する情報（大気、水質、土壌、騒音など）は、定期的に把握されていますが、近年、気候変動の影響がみられる気温については、市内データが把握できていません。

そこで、地域の情報を把握し、市民に広く知ってもらうことも重要です。

●取組内容（イメージ）

具体的な取組としては、市内の学校等の百葉箱内にデータロガー付サーミスタ温度計を設置し、真夏日日数、熱帯夜日数、平均気温などを把握することが考えられます。

また、市民・事業者の協力を得て、気温の測定などに参加してもらうことも考えられます。

5 市民・事業者の取組の把握とその行動支援

●背景

市民・事業者の環境に関する取組や意識は10年前に比べて高まっていますが、市ではその取組状況を把握できていない状況です。

市民・事業者の取組を支援する方法のひとつとして、市民・事業者の取組を身近な事例として発信していくことも重要と考えます。

●取組内容（イメージ）

情報を把握していくために、市民・事業者・団体・学校などを対象に、取組を募集したり、取組を促進するために表彰制度を創設するなどが考えられます。

表彰のための評価や表彰式を市民公開型又は市民参加型で行うことにより広く発信し、市民や事業者の行動促進につながるような取組を行っていくことが重要と考えます。

具体的な取組を行っていない市民や事業者に対し、環境に関する情報を継続的に発信したり、地域の環境に関わることができる機会を創出していくことも重要です。

第5章 基本的取組の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制

本計画の推進及び進行管理の庁内組織として、「武蔵村山市環境推進委員会」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

(2) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、市民・事業者の代表によって「武蔵村山市環境審議会」を構成します。

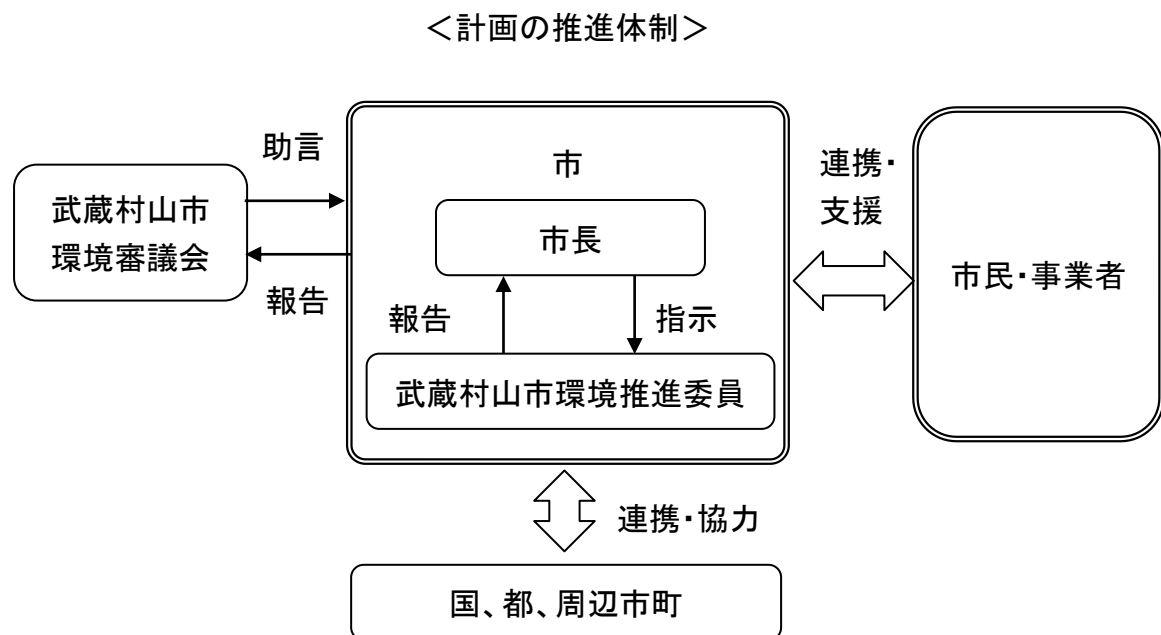
環境保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に審議し、方針などを検討します。

(3) 市・市民・事業者

市・市民・事業者は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的に取組を進めます。また、必要に応じて市・市民・事業者は連携を図ります。

(4) 広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、国、都、関係市町等と連携を図ります。



2 計画の進行管理

(1) 進行管理の仕組み

① 武蔵村山市年次報告書を通じた見直し（毎年度実施）

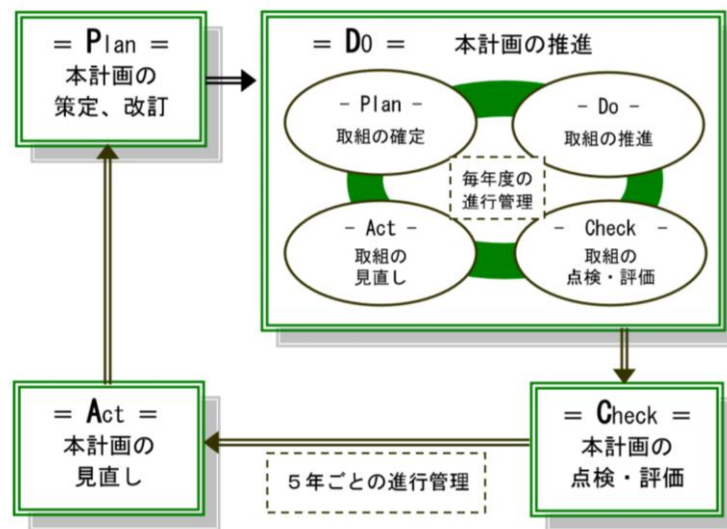
環境指標の進捗状況及び環境施策の取組状況などについて取りまとめた「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者に公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

また、武蔵村山市環境審議会で審議を行い、助言を受け、取組の見直しを行います。

② 計画全体の見直し

本計画は、平成37年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行います。

<進行管理のサイクル>



③ 環境指標

環境指標について、総合計画や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。なお、計画が更新された時点で、目標値についても更新を行うものとします。その他の指標については、毎年、数値が改善されることを目標の目安として、環境目標（定性目標）の検証を行います。

なお、環境指標は社会情勢や技術変化等を考慮し、環境審議会での意見等を踏まえ、適時見直しを行います。



武蔵村山市

武蔵村山市第二次環境基本計画

概要版

(平成28年度～平成37年度)

発行年月／平成28年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市協働推進部環境課環境保全グループ

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話：042-565-1111